

## 第三者への個人情報漏洩事案等の発生について

以下のとおり、個人情報を第三者へ漏洩した事案が2件（事案1・事案2）、不適切な事務処理が1件（事案3）あったことが判明しました。

今後、このようなことがないよう適切な事務処理を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

### 1 事案1

#### (1) 概要

令和6年3月、ファミリーホーム開設予定事業者に対して、他のファミリーホーム（開設済み）事業者から県に提出された開始届をスキャンしたPDFファイルをメール送信した。

当該PDFファイルには、以下の情報が含まれていた。

<漏洩した個人情報>

- ・ファミリーホーム運営者や従業員計4名分の履歴書、1名分の資格証明書類
- ・ファミリーホーム第三者委員1名分の氏名、保有資格、住所、電話番号、選定理由
- ・ファミリーホームの資金計画書、運営規程、事業計画書、家屋の平面図・立面図

#### (2) 経過

- ① 令和6年3月、ファミリーホームAの開設予定事業者に対し、開始届作成の参考としてもらうためのPDFファイルをメール送信。通常、他事業者への資料提供の場合には、作成事業者の同意を得た上で、個人情報を削除した資料を提供していたが、誤って、他事業者への提供について、作成事業者の同意を得ておらず、個人情報が含まれるファイルを送信してしまった。
- ② 令和7年3月19日、県担当者がファミリーホームAを訪問した際に、代表者から以下を聴取。
  - ・昨年3月に送付されたファイルの中に、ファミリーホームBの職員の個人情報（履歴書等）が含まれていた。
  - ・これらの情報を見たのは、代表者及びその配偶者の2名。当該データは削除済み。
- ③ 同日、ファミリーホームBの関係者に電話連絡し状況説明。令和7年3月26日、関係者宅を訪問し謝罪。

## 2 事案2

事案1の発生を踏まえ、同様の事案がないか確認したところ、以下を把握した。

令和3年度に、ファミリーホーム開設予定事業者Cに対して、他のファミリーホーム（開設済み）事業者Dから県に提出された書類の一部の写しが提供されており、当該書類には、以下の情報が含まれていた。

<漏洩した個人情報>

・ファミリーホーム第三者委員1名分の氏名、住所、電話番号、肩書き、選定理由

<対応>

- ・令和7年3月21日、ファミリーホームCに対して当該書類の破棄を依頼。
- ・同日、ファミリーホームDの関係者（代表者及び情報漏洩のあった1名）に電話連絡し状況説明。令和7年3月25日、関係者宅を訪問し謝罪。

## 3 事案3

令和6年3月29日、児童福祉行政指導監査の「助言・指導事項」について、ファミリーホーム事業者（9事業者）に対して、施設名を含む一覧（6事業者分）をメールで一括送付する不適切な事務処理があった。

## 4 今後の対応

個人情報の厳正な管理や情報セキュリティ指導、外部への資料提供時における内容確認を徹底する。

※ファミリーホームとは

ファミリーホームは、児童養護施設、里親制度と並ぶ新しい児童養護のかたちとして、平成21年度から制度化されました。養育者を3人以上（補助員を含む）置いて運営することが条件で、養育者の住居において、定員5～6人のこどもを養育するもので、令和7年3月27日現在、県内に10か所あります。